

7、 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別区分（法第8条第2項第3号）

(1) 処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集する容器包装廃棄物を下記のように定める。

①資源ごみ

ア、ペットボトル・・・・・・・・・・	ペットボトルのみ	実施中
イ、飲料用の缶・・・・・・・・・・	主として鋼製の容器包装 主としてアルミニウム製の容器包装	実施中 実施中
ウ、飲料用のびん・・・・・・・・・・	透明のガラスびん 茶色のガラスびん その他のガラスびん	実施中 実施中 実施中

②粗大ごみ・・・・・・・・・・ 段ボール 実施中

(2) 市民の協力、収集運搬体制、糸島市が有する選別、再生施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は下図のとおりとする。

①拠点回収する容器包装・・・・・・・・・・ 実施中

- ア、牛乳パック
- イ、トレイ

②集団回収する容器包装・・・・・・・・・・ 実施中

- ア、段ボール製の容器
- イ、その他紙製容器（新聞、雑誌と一緒に収集）
- ウ、リターナブルびん
- エ、アルミニウム缶

③店頭回収する容器包装・・・・・・・・・・ 実施中

- ア、牛乳パック
- イ、トレイ